



く無理なんです。無理でもそれをやり遂げなければ地方財政は健全化しないのですから、一応その苦しい関を抜けて初めて合理化でき、地方財政というものには立ち直るのだから、私もこう考えまして、地方に向つて、一つ無理ではありますけれども、財政の緊縮をお願いしておるわけでありまして、せんだつてからたびたびお話し申し上げるのですが、今日国が出す金で十分だとは決して私も考えておりません。地方交付税にしても二二%が決して適正なパーセンテージとは考えておらないのでありまして、現に昨年御審議の際にも、衆議院では二五%であつたのを参議院で二二%に削られたといういきさつもあります。その他いろいろ考えまして、国としても今後地方財政の健全化のために犠牲を払わなければならぬ点は多々あると思うのであります。それが、それにしても、何として地方財政は、各公共団体ごとにかくが違ひまして、赤字団体を見ても赤字の原因がみな違ふのでありますから、そこで御審議を願つております地方財政再建促進特別措置法案によりまして、これが成立いたしますれば、赤字の最も多い県はこの法律を適用して再建計画を立てさせる。また赤字がそれほどひどくない県でも自主的に再建計画を立てさせまして、各公共団体ごとに赤字の原因を探索いたしまして、それに対する措置をいたしたい。従いまして地方財政の健全化は三十九年度限りではできないのであるから、三十一年度、三十二年度、二カ年計画でやるんだ。これが本内閣の方針であるということをお説明申し上げておるわけでございます。今、今日の現況におきま

して、これ以上地方財政を圧縮することとは無理とは思ひますけれども、やはりそれだけやってもならなければ、地方財政はいつまでたつても健全化しないのでありますから、これを私も地方公共団体に今頼んでおるわけであり

○北山委員 自治庁長官は、地方財政を合理化し健全化する、そのためには無理なことがわかつてゐるのだがやせるのだとおっしゃるのですが、合理化を考へるくらいならば無理とおわかりになつてゐることをどうしておやりになるか、少くとも圧縮については合理的にやらなければならぬではないか、圧縮の方は無理とわかり切つてゐることを無理やりやらしておいて、そして合理化をするなんというところは、私は矛盾だと思ふ。しかもすでにわかちの通り一兆四百億というものを基準にしてみても、六百四十億詰めておれば健全化にならない、大体さういうふうになる。これはほかの方の団体の計算からしても、少くとも六

その摩擦があらゆる面に現われるだけにすぎない。そしてその圧縮計画といふものは、ただ号令だけで終つてしまつて結局は不成功に終るのだ、かういふふうに思われるのです。少し無理と思はれる圧縮の計画を自治庁としてはもう少し具体的に、二カ年計画といふふうなお話もありましたが、二カ年ならば本年度はどういうふうな計画であるか、来年度はどの点をやるかといふようなことについて、もう少し計画的なものがなければ、地方団体を指導することにはならないと思ふのです。いかがでございますか。

○川島國務大臣 北山さんのお話の六百億が適當な数字かどうかということ、これは計算の仕方でありするからして、議論のあるところだと思ふのであります。二十九年度通りの事業をやつていけば、私も計算しまして六百四十億前後の赤字が出るということ、はつきり世間にも示しておるのではありません。そこでこれを計画的にどうして消したらいかなという御意見の通りな意見がわきにもあつて、これをただ六百四十億一本にして、自衛を地方に求めるのでなしに、合理化するために財政計画の中へそれぞれ盛り込みまして、単独事業において七十数億円割つてもらいたい、かういふことを希望しておるのであります。ただ何としても六千五百もある自治体は各種各様でありまして、どの自治体に向つてどれを削減しろといふことは言ひ得ないのは、これは地方財政の本質であります。そこで赤字の県は再建計画を立てまして、財政の状態をはつきりしめてもらふ、それに対してできるならば政府が適當な措置をとりたい、三十一

の六百億という数字は、単に私だけの主観ではなくして自治庁当局が大体お認めになつておる数字だと思ふ。だからして三十九年度はさらに財政需要はふえます。御承知の通りたとえ起債の元金償還だけでも百十八億ふえるのです。あるいは警察費もふえる、人口もふえる、学校の先生も当然ふえる。そういうものを無視しておつて約六百億の食い違いがあるといふことは、自治庁自身がお認めになつておるのではない。その六百億を今年度一体どのようにして地方団体が圧縮するかといふ具体的な方針をお示しにならないで、無理なことはわかつてゐるが頼む、頼むといふだけではどうも不合理ではないか。やはり自治庁がさういふ圧縮をさせようとする限りにおいては、合理的な基礎を示さなければならぬ。ただ再建整備でもつて地方団体に赤字をなくするような計画を出してこい、かう言うだけではまことに無責任ではないか、かういふふうにかへるわけなのであります。四百四十億だけではなくして相當膨大な六百億近い、あるいは六百億以上のものがあるといふことは大臣もお認めになつておると思うのですが、いかがでしょうか。

○川島國務大臣 二十六年に財政計画を立てるときに、当時の内閣の方針によりまして給与を国家公務員並みのペースにしました。それがために財政計画と実際の財政規模との食い違いができて、そのまゝ二十九年度の財政計画も作られたことは北山さん御承知の通りであります。従いまして二十九年度の財政計画にも赤字の要素が含まれておることは事実であります。そこでこれが幾らあるか、またどの団体に幾ら

年度においては少くともさういふ点に對しては政府として払うべき犠牲を払いたい、かういふ考え方で進んでゐるのが今日の現況であります。無理といふのは、赤字の県におきましては、今までありました事業などに対しては相當圧縮してもらわなければならぬ、たとえば京都のごときもあつた。観光都市でありますから、道路、下水等はぜひ必要であるといふことであつて、さういふ点だけに重点を置いて、あとのことは一切やらないんだといふことを市長も知事もきめてゐるようでありますが、さういふことをやつていただくために私はぜひ無理をお願いしたいといふのであります。あれもやる、これもやるというのではいつまでたつても赤字は消えないといふことなんです。りますから、そこは一つどうか御了解願ひたいと思ふのであります。

○北山委員 どうも長官は計画上の点で考え違ひを——わかつておられるのだらうと思ふのですが、二十九年度のままでいけば四百四十億赤字が出るということをお話であつた。ところが問題はさうではなくして、昨年通りならば自治庁の財政計画の既定財政規模の中でも、すでに四百四十億以外の四百二十億何億かの誤差があることをちゃんと自治庁は認めておられる。だから私は六百億と言ふのであります。問題は昨年通りならば四百四十億足りないといふのではなく、昨年通りならば今お話の四百四十億プラス既定財政規模の未調整という差額四百四十億という、ちゃんと自治庁が認めておる分を圧縮しなければならぬといふことになる。だからして私は六百億と申し上げるのであつて、そ

の六百億という数字は、単に私だけの主観ではなくして自治庁当局が大体お認めになつておる数字だと思ふ。だからして三十九年度はさらに財政需要はふえます。御承知の通りたとえ起債の元金償還だけでも百十八億ふえるのです。あるいは警察費もふえる、人口もふえる、学校の先生も当然ふえる。そういうものを無視しておつて約六百億の食い違いがあるといふことは、自治庁自身がお認めになつておるのではない。その六百億を今年度一体どのようにして地方団体が圧縮するかといふ具体的な方針をお示しにならないで、無理なことはわかつてゐるが頼む、頼むといふだけではどうも不合理ではないか。やはり自治庁がさういふ圧縮をさせようとする限りにおいては、合理的な基礎を示さなければならぬ。ただ再建整備でもつて地方団体に赤字をなくするような計画を出してこい、かう言うだけではまことに無責任ではないか、かういふふうにかへるわけなのであります。四百四十億だけではなくして相當膨大な六百億近い、あるいは六百億以上のものがあるといふことは大臣もお認めになつておると思うのですが、いかがでしょうか。

あるかということについては十分調査しなければならぬということで、前内閣時代に考へて公務員の給与実態調査を始めました。これが近いうちに完成をいたしますから、その結果を見まして、公務員の給与については適当に国で処置すべきものは処置する、また地方でもつて処置してもらふものは処置してもらわなければならぬのだ、こういうことを繰り返して申し上げておるわけでありまして、二十九年年度の財政計画そのものに赤字の要素が含まれておることは、これはもう事実であります。それは給与問題が主でありまして、次の機会に修正予算の場合か三十一年度予算編成の場合においてそれは解決する。こういう方針を政府としてははつきりきめておるんだということは前会にも申し上げた通りであります。北山さんの御心配の通り赤字の要素は含んでおります。

○北山委員 赤字をお認めになるのですが、しかしその原因がただ給与のためにあるのだというようなお話は私は受け取りかねる。それは長官のお話の中にも、果して地方公務員の給与が高いか安いかわからないことは、給与の実態調査を待つて明らかにされることである。だから高いか安いかわからないことは一応常識論として今までは言われておりました。ところが、ほんとうに正しい結論というものは、給与の実態調査を待った上でなければ、果して地方公務員の給与が高くて赤字が出てくるのか、そういふことはわからないと思うのです。一がいにはこれは言えぬ。しかも一方から見れば、赤字の原因となつておるのは単に給与だけではないという

ことは、自治庁、政府そのものがお認めになつておる。国が命じておるいわゆる補助関係の事業というものは地方財政の中で五〇%ぐらいを占めておるわけですね。地方財政の半分ぐらいを占めるようないわゆる補助事業にくつた仕事、こういうものが国の方の補助率とかさういふものに実際に合わないために赤字の原因になつておるといふことを自治庁はちゃんと認めておる。あるいは災害のために負担がふえたとか、あるいは国のいろいろな施設や機関に対して、義務外の寄付金あるいは負担金を仰せつけておる。それも莫大なものであるといふことをお認めになつておる。それならば、さういふことをお認めになつておるのであるから、問題は給与だけではない。もしも御調査になるならば、給与のみならず今まで数年間国が補助事業をやつたものの、たとえば中学校を建てる補助、それが実態に合わないために足りなかつた地方財政の負担、あるいは災害に対する財源措置が足りなかつたために生じた赤字、さういふものをこの数年間にわたつて全部調査をして出していただきたい。これは出すべきが当然だと思ふのです。給与だけを積み上げて、さうしてそれを赤字のただ一つの原因のごとく言うことは正しくない。私は思う。自治庁、政府が認めておることは合致しておらないと思ふ。従つても、ほんとうに根本的にしかも合理的に解決をするといふのであるならば、政府がお認めになつておるいろいろな要素というものを数年間にさかのぼつて、政府の財源措置が十分でなかつたために生じた地方団体の赤字という

ものも全部ずつと項目別に調べて、さうしてそれをいかにすべきかということとを国会が論議しなければならぬと思ふのです。その点については長官はどのようにお考えでございませうか。

○川島国務大臣 従来補助事業などに對しまして政府の補助率が低かつた、また補助率通りやつてもほかのいろいろな支障がありまして、地方の負担になつたことがあることは事実だと思ひます。過去のことを調べることはここで可能かどうか、すぐにわかりませんが、御返答申し上げかねるのであります。が、少くとも三十年年度の予算の執行に當りましては地方の負担にならぬように、これも繰り返して申し上げておるのですけれども、たとえば学校の補助金にしても今まで単価を二万七千円と見ておつた。ところが現実には二万七千円では学校の建築はできないのであります。それから、単価を上げてまして半額負担で完全に学校のできるような補助をしようといふことを今考へておるのであります。これは農林省、建設省、文部省、厚生省その他の役所とそれぞれ折衝いたしまして、補助金を交付するがために地方財政が膨張にならないようにといふことをやつておるわけでありまして、三十年年度におきましてはさういふ面からも地方財政の緊縮をはかろうと考へておるのであります。これまでたまつた赤字がはんとどうに幾らあるのか、さうしてその原因がどこにあるのかといふことについては、ここで私ははつきり申し上げる数字を持つておりませんが、少くとも給与がそのおもなものであるといふことが言ひ得るといふことは、大体に

おいて地方財政は給与が非常に大きな部分を占めておるのであります。しかもそれが国家公務員のベースと地方公務員とは違つたといふことも事実であります。それから、とにかく昨年、吉田内閣時代に給与実態調査をしようといふことがきめられて、それが今進行中でありますから、その結果を見てこれを解決しよう、さう考へておるわけでありまして。

○北山委員 それは給与の方をお調べになることはいいのですけれども、前提として、もう地方公務員の方が高いことは事実でございます。それは単に平均してみても、国家公務員が幾らで地方公務員が幾ら、個々の団体が幾らだといふことではわからない。そのそれだけの団体の職員の構成にも関係する、学歴にも関係する、古い人が多ければ、あるいは扶養家族が多い人が多ければそれは高いといふような事情がありますから、一がいには総平均だけでは言えぬことは長官も御承知の通りなんです。従つてこれはなぜ実態調査までするかといふことは、ただ一がいに出てきた平均数字だけではわからないから実態調査をなさつておるのである、それをお調べになることはもちろんと申す。ただしかし私は、赤字原因として少くとも政府がそれ以外のいろいろな項目をお認めになつておる限りにおいては、ここで地方財政の赤字を解決しようといふ際においては、それ以外の項目についても当然その計数を調べるべきではないか、今まで数字がなかつたならば、その数字を實態調査をして徹底的に調べる必要がある、私もそれはさう考へざるを得ない

のです。たとえば国のいろいろな警察なりあるいは検察庁なり法務局なり、さういふものに地方の団体がどのように寄付金を出しておつたか、この集計を出さなければなりません。それから、中学校の建築について千二百億円の金が使われておるようでありまして、その中で政府が補助金として出したものはわずかに三百億にも足らぬであります。従つてこの六・三建築については、大部分を地方の団体なりあるいは地方の住民が負担をしておるわけなんです。さういふ負担をさせたという実態を数字的に出していただきたい。これだけの財源措置を國がすべきものを出しておらなかつた、その結果赤字が出ておる。災害についても同様であります。さういふ数字を一つ自治庁はお調べになつていただきたい。これを私は強く要求し、さうしてそれによつて初めて地方財政の赤字といふものが、無理でなく、合理的に解決すること、できると私は考へるし、また地方行政については、これはその職責として当然やらなければならぬ。これは今までにもうやつておらなければならぬものだと思ふのです。今までやつておらなかつたことが間違ひなんです。もちろんこれは鳩山内閣の責任ではありません。鳩山内閣だけでなく、今までの累積したものであります。また政府だけの問題でもないであります。しかし少くとも鳩山内閣が現在の政治を行なつておるといふ意味においては、やはり現在おやりになる責任者であるといふさういふものでありますから、一つさういふものも自治庁の方で調査をしていただきたい。さうして初めてこの

赤字という問題の解決を見出すことができる、こういうふうに見えるのでありますが、一つそういう御調査をして下さるかどうか、長官からお伺いいたします。

○川島國務大臣 二十八年度の決算時において四百六十二億の赤字があったことははっきりしておるのでありますから、これは今御審議を願っておる地方財政再建促進特別措置法によりまして、これを一応たな上げよう、それで今後の赤字を出さないようにしよう、こういう構想でやっておるのであります。今北山さんのお話によると、従来も非常に大きな赤字が出ている、それをどうするかというふうなお話のように聞えるのですが、赤字は二十八年度の決算時で四百六十二億でありましたから、その赤字の原因が給与だけであるか、あるいは給与以外の支障があるかということについてはできるだけ調査はいたします。ただ問題は、三十九年度以降赤字の出ないような財政措置なり運営が必要だというお話でありましたが、これはごもっともでありまして、それについては、とりあえず三十九年度においては地方においてできるだけ緊縮してもらい、また赤字の多い団体においては、地方財政再建促進特別措置法の規定によりまして財政計画を新たに立ててもらって、また赤字の少ない県でこの促進法を適用しないところでも、やはり新しい構想のもとに財政計画を立ててもらって、個々の公共団体ごとにこれを検討して、その集計を得て政府は適當の措置をしよう、こういう考えだということを申し上げておるわけでありまして、それ以外には今日としてはやはり方はないんじゃない

か、こう考えております。四百六十二億の赤字の原因については、できるだけ調査をさせるようにいたします。

○北山委員 これは赤字の問題と、それから今年度の財政計画なりあるいは今後の問題とは不可分の問題でありますから、それで伺いたしたのです。特に今後の、三十九年度以降の問題については、圧縮をさせて、ということとは、もっぱら地方団体の責任においてこれを解決しようとおっしゃるから、私はそう申し上げる。というのは、今までの赤字もそうだし、また今年度において生ずべき赤字についても、その食い違いについても、これは政府の地方財政計画が悪いので、これが実態に合っていないような地方財政計画を基準にして、それを押しつけるからこそ、今までの赤字も出てきており、あるいはまた三十九年度の赤字というか食い違いも出てくるわけなんです。問題は、今年度についても六百億の食い違いが出てきておる責任というものは、それを圧縮すべき、あるいは財源措置をすべき責任というものは、一体地方団体だけにあるのであるか、私どもはそう思わない。今までの赤字がそうであったがごとく、やはり国の方に大きな責任があると私どもは考えるのであります。ですからここの財政計画と実態との食い違いというものが、今までのような実態に合わない財政計画をこそしめやう、しかもここの財政計画は御承知のように相当無理な、ごまかしたような財政計画であるから、なおさら赤字が出るような格好になると思うのです。それを、すべて無理がわかっておりながら地方に圧縮、節約をさせ

て、何とかつじつまを合せよう、こういうところに私はどうしても納得のできないものがある。だからして六百億の赤字を解消させるというなら、一体いかなる可能な方法があるのか、そういうことを示さなければ、これは指導としては無理じゃないかと思うのです。この前ここで参考人に呼んだ地方団体の代表者は、ここの政府の地方財政計画のごときは机上のプランであって、絶対に実行不可能な案である、こう言っておるのです。だから、実行不可能だと言われておるのですから、こうすれば実行が可能だということを自治庁としては示すべきじゃないか、また二九年というなら二九年で、今までの赤字を解消する具体的な方策はいかんということを示すべきではないか、こう思うのですが、その点についての腹案があるでしょうか。またその赤字原因の調査——これは赤字原因というものをちゃんと政府が報告書の中で出しておるのですからして、われわれとしては当然その実態を把握しなればならぬ。そうでない結論は出てこないわけですね。赤字の責任はこれこれ、原因はここにあるんだといながら、その数字がわかっておらぬようでは困るわけなんです。それをわれわれは知りたいのであって、国の政策として行なつた六・三制の学校の建築その他の結果として、一体地方団体がどのようなマイナスを生じたか、こういうことをわれわれは計数的に把握しなればならぬと思う。だから決して無理な要求じゃないと思う。また政府として当然やるべきことである。そうでないと合理的な地方財政の健全化というものは出てこない。だから私は決して無理なことを申し上げておるのでは

なくて、むしろ鳩山内閣がとりになる地方財政健全化の方法を合理的にするために申し上げておるのでありますから、その六百億なり何なりの食い違いを、無理やりにただ頼み込んで地方団体に圧縮してもらつて、戦時体制でやつてもらつたということではなくて、もっと合理的な方法がありになりまして、こう申し上げたのです。

○川島國務大臣 地方財政が一本の経済で運営されるならば、ものは簡単なんですけれども、何としても六千五百の府県、市町村がありまして、それが別々様相を呈し、また赤字の原因も多種多様であります。そこをむづかしさがあるものであります。今北山さんから、六百億の赤字が出る、こういうお話がありましたが、これは計算の仕方によつてどうなりますか、これは別といたしまして、たとい赤字が出ても、どの公共団体がどういう原因でどれだけ赤字が出るということがあるべきではないか、これを救済する方法はないのであります。それでこそ再建促進法を出して、地方団体でもってはいくらした財政計画を立ててもらおうという考えになつておるわけでありまして、そういう数字がすっかり出れば、それに対して政府としてとるべき手段はとり、地方団体において自粛すべきものは自粛するといふはつきりした線が出るのであります。各団体ごとにいろいろ状況が違うといふところに、一括して議論のできない点があるのです。この点は北山さんどもは、三十九年度予算においては、で

きるだけ事業その他において地方で検約をしてもらつて、りっぱな再建計画を立ててもらつて、それに基いた政府としての処置をとり、こういうふうにきめておるわけでありまして、ただいかに今後とも地方の犠牲のみによつて地方財政を再建しようとは考えておりません。

○中井委員 ちょっと議事進行で。大臣にお尋ねします。実は四、五日前の委員会でありましたか、予算の共同修正が出ました場合には、同じ日にぜひとも地方財政計画の修正をして、その案を出していただきたいということを委員長を通じて申し入れをいたしておいたのであります。きょう私も地方財政計画の修正案が出ておるものだと思います。こちらに出席いたしましたのですが、まだ出ておらぬようであります。これはどうなるのですか。

○大矢委員長 中井君に申し上げます。先ほど開会と同時に私から報告申し上げましたが、この計画書は明日出るようであります。大綱だけはできています。小ざなところはまだ出ていないのでござい、こういうことです。

○中井委員 まだできないようでありまして、気になりますのでお聞きしたのでありますけれども、二百十五億の修正を民自両党でされましたその内容を、きのう予算委員会、本会議で承わつておりますと、八十億の減税をやるし、あるいはまた農業関係を中心といたしまして総花的に補助金、助成金等をふやす、国民のために修正であるという御説明でありました。私どもがおそれますのは、それによつて地方財政の負担が増加することであり

ます。先ほどから議論がありますように、非常に赤字で困っておるところにさらに増加をする、そういうことがあつてはなりませんから、あの修正案ができません過程におきまして、これは大臣からもお答弁いただきましたように、地方財政には絶対影響させないようはつきりとすると言われておりましたから、その過程において、もう話がついておらねばならぬものであると考えるのであります。そういう面から言いますと、共同修正案が出される日には、もう地方財政の計画案が修正をされて上つておらねばあの修正案は出せないのじゃないか、私はこう思います。そういう意味からもう少し前から念を押しておきました。こまかいことと申されますけれども、非常に窮屈な地方財政においては、こまかい面でも私は去年も一度体験がありますが、予算は修正されたが、それに対する地方財政の負担については全く顧みられておらなかったということがあります。それを特に念を押して私どもは申し上げたのでありますから、これはもう話し合いがついておるものと信じておりますが、そういうことでありますから、何もそうむずかしいものではないかと、私も実は考えておるのであります。大臣の御意見通りおやりになれば、もうきょうあたりで上つておるように思いますが、特にお尋ねしたわけでありまして、それから川島さんにお尋ねするのはちょっと筋違いかもしれないが、警察の問題につきまして、五大市の警察を当分の間そのまま残しておいてくれというふうな陳情を、われわれのところ非常に熱心に言うてこられます。

つきまして、民主党あたりでもその点について何か慎重に御協議なさつていらっしゃるということを知るのであります。政府といたしましては、この問題についてはあつた熱心な陳情があります。また内容においても、過去一年実施をいたしました結果において、置いておくことによつて特に支障があつたとは私どもは考えられません。これをさらに延ばそうというふうな法案を政府の方からお出しになろうというお考えはないのであります。か、ちょっとこの点伺つておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 自由党と民主党との共同修正による地方への影響でありまが、これは当初百八億補助事業に向けるというのを、いろいろ相談した結果八十八億にして、二十億はこれを地方に回して起債によつてこれをまかなう。ちょうど補助金とつり合うようにして、あの修正のために補助金の関係において地方財政に影響のないようになつております。一方減税の方であります。減税につきましては、それだけ交付税が減りますけれども、交付税の性質上ここで交付税の割合を直すことは適當でないという考えで、たばこの益金のうちから十四億を交付税の中へ入れまして、これまた地方としては決して負担が重くならないようになつております。こういう点は阿党の折衝委員で十分話し合つてきておること、私どもは確認をいたしておるわけでありまして、それから警察の問題であります。これは当然七月一日から自警は廃止になつて国警に移るのであります。これは昨年の議会において慎重に

審議した結果こういう法律ができたのであります。政府といたしましては今日この法律を修正するという考えは全く持つておりません。

○中井委員 今のお話でわかりましたが、明日正式に書類が出ますから、それによつてお尋ねすることにして、きょうはこれでやめますけれども、やはり地方財政にしろ寄せがかかつてくる。一方では税金を減税しておきながら、起債を二十億認めた。起債などというものはやはり借金であります。利子もかかりますし、地方はまたそれだけ負担がふえるのであります。しかしこれは明日でも伺うことにいたしておきます。

それから、議事進行でありますから、ちょっと伺つておきたいのです。だいたい法案も出て参りましたけれども、まだ地方自治法の一部を改正する法律案、地方公務員法その他まだ参らつておりません。私どもは、何も審議をだらだらとやるというふうなつもりで出ておるわけではないのであります。が、長官も御案内の通り、地方財政は非常に困難の折柄でありますから、こういうものがやはり全部出そろつて、その上に総合的な判断をせしめん限りは、私どもは正確な判断を下しにくいと考えております。従つて、当委員会にはぜひとも早くまとめていただきたい、私どもも本格的に審議に入つていきたい、かように思つております。つきましては、あとの法律案などはいつごろ出ましようか。特に地方債証券公庫法案などというものも書かれておられますが、こういうことについて今の見通しを、ちょっとお聞かせいただきたい、かように思ひます。

○川島國務大臣 地方債証券公庫法案につきましては、先般もお尋ねがございまして、ちょうどそのとき御出席がなかつたのじゃないかと思つたのですが、よく御説明申し上げましたけれども、これは今考案中であります。それからその他の法案につきましては、お話しする通り非常におくれておりますから、なるべく早く提案しまして、御審議を願うようにいたします。

○川村(雅)委員 議事進行。先ほど北山君から赤字問題の質疑がありました。が、それと関係するようですから、議題にお願ひしておいた福岡県にありました問題について、ここでお取り上げただきたいと思ひます。

○大矢委員長 それではそういうことにしますから、どうぞ。

○門司委員 今福岡県の問題が出ましたが、その前にちょっと大臣に用意的なことを聞いておきたいと思つたのです。福岡県の問題はすでに大臣は御承知だと思ひますが、これは大臣の先ほどの言葉に非常に関連を持つておるのです。私はちょっと中座をしておりましたから、はつきりわかりませんが、私の聞いておる範囲では、地方の赤字の原因は、いかにも職員の給料が高いからだというようなことを大蔵省が盛んに言つておると、そういうことを自治庁が言うことは、私はおかしいと思ふ。大臣の言葉の中にしげしげとそういうことがある。私は、この点はこの前の委員会でもちょっと申し上げましたので、言いたくはないのですが、自治庁の方に誤りがあると思ふのです。それからもう一つ、この際大臣に聞いておきたいと思ひますことは、大臣の今までの言葉を聞いておきますと、

一方においては地方自治体の財政というものは個々別々であつて、なかなかむずかしいのだということ、私はその通りだと思ひます。事業内容は全部違ふのであります。それを政府が画一的の行政と画一的の財政の規模の上に置こうとするところに無理があると思ふ。これが今日の地方財政の窮乏の最大原因だと思ふ。大臣はよくそういうことを言われておる。みんなでございがあるのだ、事業内容がみな違ふのだ、それを財政計画の上では一律にしようというところに非常に大きな誤りがあると思ふ。財政計画の上で足りるかどうか足りないということではなくて、實際の問題として、地方に出る金は、国家財政から割り出してきた数字とは多少違ふものが地方にはなければならぬ。それは自治庁が見てやらなければならぬ。一例をあげて言うならば、たとえば失業者の数が、中央で定められておるよりも地方ははるかに多いと思ふ。窓口を押しかけてこられて、これだけのものはどうしても失業者として登録してもらいたい、救済してもらいたいということを言うのに、国の財政がこれだけだからお前たちは知らぬというわけには、地方ではいかないのです。やはりそれには、あつてもなくとも地方財政としては何か出さなければならぬ。さらに、そういう連中といふと悪うございすけれども、やはり期末手当を二日分にしろ、三日分にしろ、国の方の財政では見てやらないうになつてゐるが、しかし地方で窓口に来られては、一日分でも半日分でもやらぬというわけには参りません。自治体というものの性格が、現業庁でありサービス官庁であることを自

治庁の諸君は知っておると思うけれども、これを知らないふりをして、大蔵省に追従してやろうとするところに無理があると思う。大臣はわかつたようになわらないような答弁をされておるけれども、少しもそのけじめがつかないのではありませんが、地方財政の考え方をもう少しはつきりしてもらいたい。この機会に私がはつきり聞いておきたいと思うことは、政府は、地方の赤字の最大の原因が、公務員の給与にあるというように今でも確信を持ってお考えになっているかどうかということです。

○川島國務大臣 前段のお話しであります。地方財政計画というものが、実際の地方財政規模と合致することは事実でありまして、三十年度の各地方の予算書を集めて集計すれば、これに合っていないという現象は出るだろうと思います。ただ、交付金制度時代においてこういうものがなければ、交付金の算定ができませんから、地方財政計画というものを作りまして、交付金算定の基礎としてやってきたのでありまして、今日でも地方財政計画というものは私は必要だと思っております。必要だと思っておりますけれども、平衡交付金制度時代と交付金の交付金の時代とは、その必要性において多少違ってきておるのではないかと。何としても地方財政のむずかしさは、各地方団体個々に違つた原因があるからでありまして、今お話しした給与の問題について、ある府県なり市町村なりの赤字の原因は給与にある場合もありましようし、他の原因が主たる場合もあるかと思ひます。これを一がい全部過去の赤字は給与だと言ひ切れないうと思ひ

のでありますけれども、一つ二つの県なり市町村を抽出して考えれば、あるいはその県に限つては、その市町村に限つては、給与が赤字の最大原因だといふところもあるかと思ひます。そこで私も、今度の地方財政再建促進法によりまして、はつきりした財政計画を立ててもらひまして、ほんとうの実態を把握したい、その上において政府としてとるべき処置はとりたい、こういう考えでやっております。このことを申し上げておるわけでありまして、門司さんのお考え通り、今までの赤字が全部給与だとは考えておりません。ただ、給与というものが何としましても地方財政の大きな部分を占めておりますからして、やはり給与もその一つの原因だといふことは、総合的には申し上げられ得ることと考えております。

○門司委員 私は給与の点でもう一つ聞ひおきたいと思ひますが、もし今の長官のお話しのようなことであるとするなら、赤字の実態が出てくる速度というものが、今日のように急カーブに出てこないと思ひます。それは、自治庁から出ておりますところの、自治庁というよりも、内閣総理大臣名で出ております昨年度の報告書、さらに本年度の報告書、これをずっとつなぎ合せて検討いたして参りますと、やはり赤字の速度というものが非常に早く出てくる。もしこれが地方の給与に關係した問題が多いとするなら、あゝ急カーブには出てこないと思ひ。出てこないといふことが正しい。そんなにむやみやたらに給与が上つてゐるわけじゃありません。おのずから昇給する額はきまつております。人間の雇ひ

入れもおのずからきまつておりますし、ことに、日本の地方財政の赤字といふものは昭和二十五年からなんです。二十四年までは、ないわけではなかったと思ひますけれども、あまりなかつたと思ひます。これはやはり、政府が地方の自治体の実態を把握して、いふお話しでございますけれども、実態を把握する前に、自治体は、どうしてこういうものができたかといふことを、真剣にお考えになる必要があるのじやないか。これは責任を持つて政府は考えるべきことだといふことが考えられるべき、給与の問題にしてもそれならはつきり聞ひおきたいと思ひますが、一体自治体は給与がどういふカーブで上つてきたかといふ数字が示されますか。地方の給与が高いのだといふといふけれども、もし高ければ二十二年、二十三年、二十四年にも赤字が出てこないでなければならぬ。しかしそのころにはなかつた。二十五年から非常に強いカーブが出てきておる。そういたしますと、私は必ずしも給与だけではなかつたと思ひます。同時に今の大臣の御答弁であります。給与がどれだけ地方財政に赤字になつたかといふ具体的数字を一度示しておいてもらひたい。その上で私は一つ一つ問題を片づけていきたい。その次にくるのは、あるいは政府から補助金その他でどれだけの迷惑を地方にかけたかといふ一つ一つの問題を片づけていかなければ、私はここで幾ら抽象論を唱えておつてもどうにもならぬと思ひます。だからもし資料があるなら、各地方団体の給与の上昇率といふものが示されるなら示してもらひたい。われわれはいたずらに政府攻撃ばかりをやるつもりはありません。そう

いう原因を一つ一つ探していくことが必要だと思ひます。

○川島國務大臣 地方の赤字の原因は、わかるだけ調査をいたしますが、しかし国から交付する交付金にしましても、入場税にしても、また地方のあげる税金にしても、これはひもつきが全然ないのでありますから、ほんとうにどういふ点でもって赤字になつたかといふことは、判明しにくい点もあるのじやないかと私は考えるのでありますけれども、なおよく事務局とも検討をしまして、御希望に沿うような調査をできるだけやってみます。

○門司委員 私は今大臣のあげ足をとるわけではないのですけれども、ひもつきでないからと言われましても、ひもつきであつたらどうにもなりません。ひもつきでないのが当りまえなんです。ひもつきでなくても、私はこの次の段階でさらに十分確かめたいと思つておりましたけれども、地方財政に対する再建整備法が出ておりますので、これを完全に行うためには、そうした基礎資料がなければ、あの法案をわれわれ審議するわけに参りません。そういうことでぜひ調査をしたいと思つておつたのであります。地方の財政といふもの自体が自治体はやり過ぎたといふ。これは大蔵省も言つておるが、自治体も言つておる。しかしひもつきでないから、どんな仕事をやつたかわからぬとおっしゃいますけれども、地方としては決して満足しておりません。やり過ぎたといふことは私はないと思ひます。財源が足りないからやれないのであつて、やり過ぎたところは一つもないと思ひます。ことに一つ一つの財政を調べてみるとおわかりになると思ひ

ますけれども、この間文部省でいたいたちよつと古い資料であります。昨年の五月三十一日の現在表を見てみますと、一体日本にどれだけの不正教育があるかといふことになりまして、非常にたくさん不正教育を持つてゐる。私の住んでゐる神奈川県などは富裕県だと言われておりますけれども、不正教育の数は実際において千六百幾つか持つております。これを正當教育に直そうとすると数億の金が必要になつてくる。これを自治体としてはやらなければならぬ。これをやつたらといつて、決してやり過ぎたとは言へない。やれば非常に大きなお金がかかる。かといつて國はめんどろを見ない。起債を申請してもなかなか許可してくれないから、一挙に解決できない。これは單なる一つの例でありますけれども、決してこれは地方がやり過ぎてゐるというところは言へない。だからここでそれ以上議論はいたしませんけれども、ぜひ今私の申し上げましたようなことを考えて、そしてこの實際の姿が把握できるようにしてもらひたい。

もう一つこの機会に資料をお願いしておきますことは、今申し上げましたような關係がございますので、各地方の自治体の、たとえば補助金と實際の沿わざるアンバランスが一体どのくらいあるか、これはすぐわかります。たとえば國の補助金がどれだけのやつてゐるというのを一応調べればすぐわかるのであります。もしわかるなら國の補助金だけでもよろしゅうございませう。全部とは言ひませんが、わかるだけ出していただきたいと思ひます。

○大矢委員長 それではその資料をできるだけ早く……。

次に川村君。

○川村(維)委員 たいま門司委員から赤字の問題についていろいろ話が出ておりましたし、北山さんからもいろいろ話があったのですが、それと関係する地方の行政問題あるいは財政問題を考える場合に、実に大きな問題だと思ふわけなんです。それは先ほどもちよつと申し上げましたように、調査課長が福岡に行かれて、福岡でいろいろ問題を発表しておられることについて、実は内容の問題はいろいろありまして、けれども、自治庁の調査課長として一つの大きな責任をとっていただかなければならぬ問題じゃないかというほど強く考える問題なんです。それらについて数点お尋ねしたいのですが、調査課長おられますか。

○大矢委員長 小林行政部長が来ておりますから……。

○川村(維)委員 調査に行かれたのは、多分福岡県知事の要請が何かで行かれたと思うのですが、その行かれた日にち、あるいは長官が何か調査内容等を指示してやられたのか、あるいは知事の要請があったとしたらば、それは一体いつごろあったのか、まずその点をお聞きいたします。

○小林(与)政府委員 私よりお答えいたします。調査は福岡の知事から要請がありまして、これは御承知の通り地方自治法にもその規定がありまして、地方公共団体の長から、団体の組織運営の合理化等に関して、必要な調査とその結果に基づく技術的な所見、勧告を求めることができる、こういう規定がありまして、それに基づいて正式の

調査の申請があったのであります。ちよつと正確に覚えておりませんが、先月の初めだったと思つております。日は追つて調べた上御報告申し上げます。これは基きまして調査課長が出かけたのであります。調査項目その他について特に長官から御指示があったことは無いと思つております。要求に基いて、要求の範囲内の調査をするために出かけたのでございます。

○川村(維)委員 福岡でなされた財政調査という問題は、今日までどれくらいの問題に大体実施しておられるのですか。

○小林(与)政府委員 その具体的数字は、ここに資料がございませんで、これも後刻調べて御報告いたしますが、県及び市について、県は大体十一県程度、市も十数市について行なっております。あらためてこれは正確な資料を差し上げたいと思つております。

○川村(維)委員 長官がおられないようですから、とりあえず部長にお聞きしますが、こういうような調査をやられた場合に、福岡で発表されたような大々的な新聞発表、そういうようなものは一体許されるものかどうかという点であります。今日まで調査の結果をそのように出先で発表するということをやつておられたのか、あるいはそういうことはやつていけないということになつておられるのか、その辺の事情を詳しくお話し願ひたい。

○小林(与)政府委員 調査には調査関係の者が参りますが、正式の勧告と申しますか、これは自治庁長官の責任において、その内において行ふべき問題でありまして、その勧告を行うに必要

な現地における各般の資料を収集し、材料を集めていく段階でございまして、その間においては、自治庁としての見解はもちろん決定できるわけのものでもありませんので、そういう意味の中間の段階において、いろいろ誤解のあるような形において、いろいろ誤解のある現地で出るということは差し控えた方がよろしい、そういう問題につきましては現地では遠慮するように、こういう考え方で指導して参つておるのであります。それでありまして、役所としての見解を先づいて言うようなことはしないように、厳重に申しておるわけでございます。

○川村(維)委員 課長自身がおられないと、課長のそのときの考え方、はつきりつかめないのではありませんか、今の問題について、福岡の出先で課長が調査内容を発表したというようにお聞きになって、行政部長としてはどうのにお考えになつておられますか。

○小林(与)政府委員 私もちよつと調査課長に、その間の事情を聞きまして、自治庁から行きますと、これは正直に申しまして、各現地の新聞社の諸君たちは、いろいろな形で情報を集めて参るものであります。それにつきましては、先ほど申しましたようにいろいろ誤解があつてもいいかぬので、慎重な考え方、調査課長自身もきつめて慎重な扱いを、調査の結果について、具体的な細目的な発表は全部差し控えておつたのであります。たまたまある新聞社から特別な要請があつて、財政問題一般について求める問題があるの、意見の表明を求められた際に、調査課長は課長という立場では困るが、個人的なほうに差しつかえ

のない範囲で言うという条件で、現地の総務部長との対談に応じたのは事実のようでございます。それで本人自身も、対談の中につきましたは、きわめて用心をしながら、特に具体的調査内容にあまり触れないという建前、一般的な公務員関係の自治庁から出しておつた資料がありますが、そういうものを基礎にして、実は話をしたのであることを申し上げておりました。

これはあまり具体的問題につきましては、その記事がその通りであるかどうか、大体そのような趣旨のことを申ししたことは事実のようであります。しかし本人は従来のいろいろな問題があるの、役所としての終局的な見解ではないというのをくぐぐれども申して、個人的な一応の考え方を一般的問題を中心にして述べた、こう言つておるのが真相のようであります。

○川村(維)委員 どうもただいま行政部長は、課長をかばつたような発言をなさつてゐるのですが、新聞を見るの結果は全然逆じゃないかと思つて、さつ部長が言われたように、課長がそういう知事等の要請に基いて地方に調査に行つたならば、調査項目を長官に報告すべきである、長官の名前をもつて相当の勧告なりあるいは適当の指示を出すという方法がある。ところが先でいかにも新聞社の要請があつたといつても、総務部長と二人で自治庁のいろいろな資料に基いて、一般的なことを発表して、さう今言われるのです、実際はさうではなくて、非常に独断的な見解を堂々と発表してゐる。私はここに新聞を持つてゐるのですが、こういう点につきましては、どうも怪

卒のそしりをまぬがれない、こういう見解を持つてゐるわけなんです、これは長官に聞いた方がいいと思うのですが、部長としては課長のとりまいたそういう態度、部長も新聞は見られたと思うのですが、ただあれだけで済まされる問題だとお考えになりますか。もうちよつとその辺をお伺ひいたします。

○小林(与)政府委員 私も新聞記事をちよつと拝見いたしました、言葉の表現その他につきましては、もう少し慎重を期してもらいたかつた。正直申しまして、こういう点はないわけではないようでありまして、誤解を招くようなことは今後厳重につつしんでもらいたいということを、本人にも強く実は申しておいたのでございます。

○川村(維)委員 これはどうも課長がおられないので、ちよつと工合が悪いのですが、もうちよつとお聞きします。そういうように総務部長と一緒に新聞社の要請に応じて、しかも新聞内容に見られるような独断的な見解を堂々と発表される。その影響がどういふ波紋を起すかというところは、おそらく調査課長たるものは一応考えておられるのです。それはわかつておらねばならぬと思うのですが、そういうことを考へないでやつたということについては、どうも重大なる関心を持たざるを得ない。こういう点は委員長から一つ課長を呼んでいただいて、もう一つその辺のところをお聞きしなければならぬと思つております。

この新聞の結果が九州各県の地方版にばらまかれた、しかもこの内容はさつきからお話になつてゐるよう、あるいは質疑になつてゐるよう、人

件費が高過ぎる、こういうような見解を下しているのですが、これは現在の地方財政の問題については大きな関心を持たざるを得ない。特に政府が今日地方財政再建促進法を出そうとしている、あるいは地方自治法の改正法を出そうとしているときに、選挙運動ではありませんが、そういう法案の通過を促進するために、わざわざ地方に行つてそういう材料をばらまいて世論を巻き起してくる、しかもそのやり方というものが一方的な、独断的に考えられておるやり方である、そういうような見解を下さざるを得ないような結果になるのであります。こういう点につきまして長官のお考えをお聞かせ願いたい。

○川島國務大臣 たいまのお尋ねであります、私は実際をよく聞いておりませんが、従つてそれに対して私としての判断を申し上げることができないのであります、もしも課長のやつたことが非常に不都合であるというのならばまた考えますが、よく課長も呼びまして前後のいきさつを聞いたしまして、適当に処理をいたします。

○坂本委員 具体的問題の前に福岡の知事から調査請求のあったのは、自治法の二百四十五条の三による請求であるかどうか。その請求によつて自治庁は松村課長をどういう任務で、どういふ調査で派遣されたか。またそれはどういふ性格のものであるか、まずこの点をお聞きしたい。

○小林(与)政府委員 福岡の知事からの請求は、今おあげになりました条文に基づいてやつたものと存じておりますが、知事だけでなしに市町村長でもし

ばしば呼んで、財政上の状況を自治庁に……。

○坂本委員 福岡の問題です。

○小林(与)政府委員 福岡の問題につきましても、知事といたしましては財政上の状況を自治庁長官に診断してもらう必要のために請求があつて、その請求に基づいて自治庁といたしましては、御承知の通り一般的にも自治体の財政の状況を審査する権能もございますし、また要求があれば要求に基づいて自治庁としてそれだけの協力すること、そういう建前で自治庁の調査課長が出かけたのであります、自治庁長官として特別にそれ以上にどういふ調査をやれとか、とやかく言うような問題は、この際特別に命じておらぬのでございませう。

○坂本委員 特別に命じていないといふんですが、國家公務員が出張する場合、出張の許可申請をして、その目的をはつきりして、そして出張命令によつて出張するのだから、今御説明のように一般的に行つたなどというやうな実情じゃないと思ひます。

○小林(与)政府委員 私の言葉が足りなかつたかもしれませんが、知事の要求に基づいて県の財政上の調査をするために出張を命ぜられたはずでございませう。

○坂本委員 そうしますと、福岡県の財政上の実態を調査するために出張した。そこで行政部長にお聞きしたいんですが、その調査事項について、調査先においてかやうなことを課長が発表する権限があるかどうか。こういうやうな場合は調査した事項をまず本庁に復命して、その後それを発表すべきも

のかどうか。その点を承わつておきたい。これはもうほかの一般論でなく、この福岡の松村課長が出張したその範囲についてだけ言つてもらいた

○小林(与)政府委員 もちろん自治庁長官としての報告という問題は、自治庁長官が調査にやつた者の意見を聞いて最終的になさるべき問題でありまして、そういうものについての自治庁長官の見解はもちろん発表のしようがございませう。しかしながら事実上、行つた者がそれぞれこれは控えた方がよいと思ひますけれども、各般の問題について質問を受ければ、それにつきまして差しつかえない限度において答えるということ、やむを得ない場合が多からうと思つたのでございませう。長官の見解をかわつて言うなどということ、これはもちろん許さるべき問題ではないと思ひます。

○坂本委員 そこでお聞きしたいんですが、その調査に行つた席で、少くとも報道機関である新聞社の招聘に基づいて対談に出席する。そういう権限があるかどうか。その点をお聞きしたい。

○小林(与)政府委員 これは調査課長だけでなくとも、われわれ自身でも、役人一般的に申しまして、それぞれ報道機関の求めに応じて発言をするというところもあれば、対談をするということもあり得るのでありまして、役人として特に禁止された問題を明らかにすれば、これはもちろんそれぞれ服務上の責任はあると思うのでございませうが、全然対談の自由がないということ、はできないと私は考えるのであります。

○坂本委員 もちろんその出席その他については自由であるとは申しまして、やはり國家公務員は公務員としての服務規律があるわけですから、そういうやうな場合に、ことに県財政がこういうやうな全国的の問題になつており、さらには地方財政再建促進特別措置法というのを出そう、こういうやうな段階において、一課長たる者が新聞社の対談に出席することは公務員法に反するか、反しないか。その点をお聞きしたい。

○小林(与)政府委員 新聞社の対談に出ることは、私はそれだけでは公務員法に反するということではないと考へております。

それから今再建促進法その他の問題と何かからみ合せてというふうなお氣持がございまして、先ほど申し上げました通り、従来から県については十数県、市については、先ほど申し上げた数字を違へましたが、数十市について調査を引き続き行なつておるのでございまして、特に福岡の場合は、本年度というよりもこの初めごろからそういう問題がありまして、前知事の時代にもその話があつたのであります。しかしながらちやうど選挙間近でもあるしというので、選挙前に行くことを差し控へまして、選挙後、新しい知事の請求に基づいて行つた方がよろう、こういうので出たのが実情でございませう。とやかくの考えは全然ないものでありまして、県の要求に基づいて県の事情を見せていただく、これだけの氣持で行つてみたのであります。

○坂本委員 事情は了承いたします。その事情によると、県の実情を見せてもらうために行つたわけですね。これ

は善意に解すると、自治庁はやはり自治体のサービス機関ですから、そのサービス機関としての職務を發揮するために自治体の調査に行つた、こういうふうに見えるわけでありませう。そこで、その調査に行くだけの任務を持つて、その調査の結果を新聞社の対談に出して、そして調査の事実並びにそれに対して意見を加えて、そういうことを発表する権限があるかどうか、その点をお聞きしたい。

○小林(与)政府委員 調査に行つた者が新聞社の対談に出て発表した問題であります、これは自治庁自身の公式な決定的な意見を申すことは許されるはずがないのでございまして、その意見はまだ決定になつておらぬわけでありませう。ただ調査課長が個人的な見解として、一般的な意見を表明することができないといふことは、私は、私にできる限り、いやなと思ひます。ただその発言が、調査の結果の最終的な結論を待たずにやるのは適當かどうかという問題は、これは私は議論があると思つたのであります、直ちにこれをもつて発言することはあくまでできないと云うことはできないと思つたのであります。

○北山委員 とにかく問題は、先ほど行政部長がお話しになつたように、松村調査課長が現地において対談をして、そういうやうな内容のことを言つたことは不適當だといふことは部長がお認めになつておられる。そして出先ではそういう発表などは慎しむべきものであるといふように指示して、指導している、こういうふうにおつしやつておられるのですが、そうすると部長は、少くともこの場合における調査

課長の言動というものは不謹慎であるとお考えになつてゐると了解していいですか。

○小林(与)政府委員 これは調査課長にも私は聞いたのでありますが、それでいろいろ問題もありますので、一般の課員などには厳重に、新聞記者などに会つてはいかぬという建前で臨んでゐるのではありません。しかし課長ともなるといろいろひっぱり出されて、いろいろな問題で全般的な質問を受けることはやむを得ない実情でございます。それについて課長としては用心をしながら発言をするということがあり得るわけでありまして、今度の問題はまさしくそれに該当するのでありますが、多少内容が、現地の新聞記者との応接だつたものだから、やや具体の問題に触れてゐる節があることは事実のようであります。その点はやや適當でなかつた、もう少し慎重を期していただきたかつたということ、私も実は考へております。

○北山委員 この対談の内容ですが、個人的な意見だと言つて、本人はいかに個人的であらうとも、これを客観的に見た場合は、やはり自治庁調査課長として、県の総務部長との対談ということで取り扱われてゐる。だから主観的ということだけで判断することはできない。個人的な見解じゃない。調査に基いた調査課長としての見解を表明したとこれは考えざるを得ない。これは常識です。そうしてまたその内容を見ると、その判断を言つてゐる。高いとか安いとか、そういうような調査の結果に基いた結論を言つてゐるのじゃなくて、福岡県の場合にお

ける結論を言つてゐる。その結論を言うということ、自治庁長官として言うことは、調査課長が言つてゐる。だからこれは、やや不適當だといふ程度じゃなくて、はなはだしく不適當だと私も考えざるを得ない。しかもかたに本人が、氣持としてはちよつと油断をした程度くらいかもしれぬけれども、その結果としてはまことに大きな影響がある。そのことくらいを知らないで、調査課長といふものは現地に於いて、そういうことをなしてはならないはずなんです。そういうことは予見し得ることなんです。だからはなはだしく不謹慎だ、私もはなはだしく不適當だといふくらいではおさまらないんじゃないかと思ふんですが、どうですか。

○小林(与)政府委員 この点でございますが、調査課長が勝手に積極的に勧告したり警告したりするということ、私はこれはもちろん許されないと思つておりますけれども、單に事実を述べたことだけなら、けしからぬといふことも言ひにくいんじゃないか。その問題の言ひ方、表現その他といふものは、私は用心した方がいゝと思つてゐるんですが、調査課長の話によりまして、手にあつた全国的な公務員月報を取り上げて、この月報によるとこうなつておるという趣旨のことを言つた、これは事実でございます。その事実だけ述べるのまででしからぬといふことは、私はやはり言ひにくいんじゃないかと思ふのでございます。

○北山委員 しかしそれは事実を述べたから差しつかえないのではなくて、やはり自治庁なら自治庁の立場においてその事実を言うならば、それは一つの意見の表明になる。いろいろなデーターを集めて、それを事実としても、発表するかしらないか、これはやはり自治庁としての一つの見解になると思ふ。たとえばこの三月に出した地方財政状況報告書といふのは、これは事実を述べておるでしょう。けれどもその内容は、その事実を自治庁が認めておるということを示しておる。それは同じことなんです。だから私もはなはだしく公務員といふものは、やはり自分の職責の範囲内で、しかも慎重でなければならぬ、いわゆる口を軽くしてはならぬ、こういうふうと思つておる。その趣旨で、行政部長も先ほど来不適當だとおつしやつておる。またそういうことのないようにふだんから注意しておると言ふ。だからこれは、課長をそんなにかばうことはおかしいと思ふ。こういうふうには、いろいろな最終の診断から見ても、多過ぎる人件費といふうな結論を世間には与えるのでないから、それだけのことが予見できないような課長ではいゝやうな問題について、いか。従つてこういう問題について、私もはなはだしく不適當である、こういうふうにか考へるんですが、ふだんの部長の指示、あるいはおそらく長官としてもそのような指導をもつて、自治庁内の仕事を運営されておると思ふんですが、この問題について一体長官としてもあるいは部長としても、どのように措置するのであるか。課長に聞いてみるというのだけれども、とにかく結果としてはこういうふうに出ておる。そして事実なることは、部長の先ほどのお話でもわかる。これに対してどういふ措置をとるか。不適當な結果こういうふうな影響

が出ておる。だから一体自治庁としてはどういふふうな処置をとるか、これをお伺いしたい。

○小林(与)政府委員 事実の問題につきましては、われわれは、自治庁長官の意見が決定的にならないのに、それをみだりにとかく言うことは、全く行き過ぎだと思つておる。これは事実をあげるべきで、その時と場合によつて適當か不適當かという場合がありまして、誤解を招かないようにすることが、われわれの基本的な氣持でございますが、しかしながら調査課長は、公務員月報といふすでに公刊されている印刷物における数字をあげたといふことは、申しております。この程度のことは本人も申しておりますから事実でございますが、その程度のことを言つたからといって、そのこととをただけつてかまえてどういふと云うわけにも参らぬと私は思ひます。しかしそれが一般的に時期、方法、場所等から考へて誤解を招いたといふことは、これはわれわれとしても遺憾でございます。そして、そういうことのないやうに嚴重に戒めなければならぬといふやうに考へておるのでございます。

○川村(維)委員 北山君の御質問がまだありますが、ちよつと今のところをお聞きしたい。今行政部長は、事実を述べることには差しつかえないと言ふ。それはそれでいいでしょうが、課長が事実を述べた云々の問題について、どういふ見解を持てるかが問題なんです。たとえば福岡県で学校の例をとりますと、学校の生徒数がどれだけある、それに対して学校の職員数がどれだけあるといふことなら、私は、そのまま述べた、そういう見解をして

いいのではないかと思ふ。ところが課長のやつてゐるのは、そうではないでしょう。福岡県はこれだけの教員がいる、ところが愛知県ではこれだけ、だから福岡県はこれだけ多過ぎる、だから人件費が高いんだ、だからそれによつて財政を圧迫してゐるんだ、こう言つてゐる。これをただ単に事実を述べた、行政部長はこういう見解でありますか。

○小林(与)政府委員 今、手元にあるものにつきましても、その言ひ方の適、不適の問題は確かにあると思ふのでありますが、具体的に何ほ高いといふことは差し控へたいが、いづれにしても國家公務員の基準に比べて、福岡県の先生は相當高くなつてゐる事実が指摘できる。福岡県の先生は資格の高い人が相當占めてゐることは事実だが、給与の基準そのものも高いといふことが言へる。福岡県の問題はそういう人件費にあるわけだ。川村先生の言ひは、いゝやうな福岡県と愛知県の比較の問題は、こういう表現で言つておるわけでありまして、本人も実は相當用心をして言つたつもりであります。そのところからいへば、これは適當でない、私はそういう趣旨を申しておるわけでありまして。

○川村(維)委員 長官にお伺いします。自治庁と自治労組との間に、何かこの問題について協定が結ばれておるのを御存じですか。つまり今行政部長が事実々々と言つたんですが、事実であれば発表したいといふやうなことでなく、こういう調査問題については発表しないといふやうな協定を、自治庁は結んでおられると思ふのです。そ

の内容はどんなものか、あるかないか、ちょっと長官にお聞きします。

○川島國務大臣 その点については私は全然聞いておりません。なお政府委員からお答えします。

○小林(与)政府委員 今川村先生のおっしゃった趣旨のものは、これは前に多少これに似たような問題がありまして、調査の結果を現地でみだりに、自治庁長官の最終的な意見がきまつておらぬのに、よけいなことを言つてはいかぬという趣旨のことは、今ちょっと文言のことは私は記憶しておりませんが、そういう趣旨のことは自治労働の諸君とも話をしたことはあります。

○川村(總)委員 部長がさつき言つておられたような、そういう調査が事実であれば、どこでも発表していいというようなことにはおそらくなつていないんじゃないかと私は思うのです。あとで課長が来られましたら、部長が非常によくまいりまして、部長が非常にうまい答弁であつたらしく、こちらに走りまわすから、一つ課長に内容についてもう少し聞きたいと思つたのですが、この新聞を見て、自治庁としての助言とか勧告とか、そういうような線を行き過ぎがある、越えておるとはお思ひになりませんか、長官いかがですか。

○川島國務大臣 私はこれを警見しただけであつて、よく読んでおりませんが、何とも意見は申し上げられないのですが、一体こういう意見を課長が調査の結果として発表していいかどうかということは、これは課長の良識にまつわけでありまして、法規的にいいとか悪いとかいうことは言えないと思ひますが、いやしくも中央官庁の課長でありますから、自分の良識に従つて行動をしてもらふ。それが、行き過ぎであつて非常に影響が多いということなら、これは適当に私の方でもつて是正させる必要があります。一応私としては初めてここで聞いた問題でありますから、よく部長、課長その他から事情を聴取いたしまして判断をいたします。

○門司委員 これは長官も聞いておいてもらいたいと思つたのですが、いろいろ話がありますけれども、問題の焦点は、一体自治庁のこういう調査に関する基本的の方針はどうなんですか。こういうことが許されているのですか。これは私は何も基本がなければ勝手なことを言うにきまつていゝと思つた。ただそれを良識に待つということだけでは問題の解決はつかぬと思つた。だからどうかというのです。いかに有能な諸君といえども、府県財政を三日間で打診して結論を出せるということとは、私はおそらくないと思つたのです。ところが三日間調査してこういう結論を出して新聞に発表した、総合した結論を出して、これは首切り以外にないのだ、人件費が高過ぎるのだ、人件費さえ減らせば財源はあり余るほどあるのだということは、これは県民に影響を与えようなことがあつてはならないと思つたのです。そのこと自体は別として、自治庁としてのこういうものについての方針はどうなんですか。これはあなたの方針の問題ですよ。これからどうするといふのじやなくて、今までどういう方針がとられていたか、将来はどういう方針をとられようとするのか。

調査についてですか、発表の方法についてですか。

○門司委員 調査も発表もすべてです。

○川島國務大臣 自治庁として地方の実情を調査することはこれは当然でありますし、またやらなければならぬと思つたのですが、その結果を任意に発表するということについては、これはその影響力を考えなければならぬのでありまして、その点についてはやはり当該役人の良識に待つ、こういうことを私は答弁申し上げたのであつて、良識のない役人なら、これは適当に処置しなければならぬ。良識の範囲を逸脱しているかいないかということが問題になるのでありまして、この点については私はまだ聞いておりませんから、よく調べまして適当に考える、こう先ほど申し上げたわけでありまして。

○門司委員 大體公務員としての建前が、職務に關して他人の秘密を知り得た場合、それを公表してはならぬというところは常識なんです。また法律にもそう書いてある。しかしこういう法律の規定を設けたというところは、やはりそれが単に個人の名誉その他に影響を持つだけであつて、少くとも上級官庁と目される自治庁の発表は社会的、対外的に影響のあることは、わかりきつたことです。そういうものについて、自治庁はこういう法律の建前の上から、何らか基調がなければならぬ。野放しにしておつたところにあなたの方の責任があると思つたが、課長ばかりやかましく言つたつて、何でもいゝから調査してこい、その調査資料を発表してもいい——その調査資料の発表なん

というものは、一応まとまつたものが発表されて、そしてそれは權威のあるものにしませんと、発表したのだがこれは間違つておつて、個人の意見でございましてとつたつて、役所はなかなかそれでは通りませんよ。それで自治庁が通れば、役人はのんきで、言いたいことが言えるということになる。権力を持つてゐるかわりに、やはりその権力の行使には十分慎みむという——制裁という行き過ぎるかもしれないませんが、私はそういう制度が必要だと思つた。自治庁が今日まで何もしてないかつたというなら、それは自治庁の落度だ、あなたの方の落度だと思つた。その点は今まで何もなかつたので

○小林(与)政府委員 その点は、先ほど申しました通り、調査官は現地に於て技術的な資料を集め、データを収集して行くのが基本でありまして、自治庁としての最終的な意見は、そのデータに基いて総合的に自治庁長官の決裁を得て決定されるべきものでありまして、その決定を待つまでは自治庁としての最終的な結論が出ないわけでありまして、それについての誤解を招くようなことを現地で言うことは、これは私は慎むべきことだと思つたのでありまして、その点はそういう誤解を招くことのないように、くれぐれも注意させておるわけでございます。また今度の問題につきましても、本人もその点は十分考へたつもりであります。今問題になつてゐるうちに、いろいろ現地において誤解を招いたような表現その他があらつたとすれば、これは私はそういう誤解を招くことのない

ように十分に注意して参らなければならぬ、こういうふうに存するのでございませう。

○門司委員 もう一つ突つ込んで聞いておきますが、今の部長の話だとすると、自治庁がまとまつた意見を出すというのですが、福岡県の問題に対する自治庁のまとまつた意見はいつごろ出ますか。

○川島國務大臣 これは収集してきた資料について、せつかくやつておるの

でございまして、いつごろという日もまだきまつておりません。大體調査から帰つてから一カ月ぐらいの間に結論を出すようになっておるようござい

○門司委員 その結論はまだわからぬといふのはやむを得ませんが、もしその結論が現地で発表されたことと食い違ひがある、これは食い違ひがあつては課長がかわいそうだから、つじつまを合せておけといふようなことになりかねない。なると困るのだが、そういうことになるのと調査の実態というものは、自治庁の調査自身も疑うということになるのですが、そういうものが必ずや出てくると思つた。だから自治庁はこの問題については、やはり自治庁の見解をできるだけすみやかに発表して、事の誤解を解く必要があるのじやないか、それに努力されるべきではないか。これは自治庁の肩を持つて申し上げるわけではありませんが、こういう問題が起つております。同時に現地に於けるこうした問題は、読んでみますと、非常にめちやくちやなのです。とにかく何でもかでも問題は給与なんだ、給与さえ安くすればいいんだ、人間さへ減らせばいいんだというよう

○川島國務大臣 ちょっと門司さんにお聞きするのですが、方針というのは

ことだけしか書いてない。どこを調査したんだかちつともわからない。私は必ずしも自治庁の調査の仕方というものは、こういう片寄った地方の自治体の責任においてのみ、悪いところだけを調査するのが自治庁の調査じやないと思うのです。その府県の実態を調査するというなら、国の施策の中にも誤まりがあれば、この県ではこういう国の施策の誤まりがあったから赤字が出たんだということの報告が必要だと思ふのです。役人はどうも自分の都合のいいところだけを調べて調査するからこういうことになる。

もう一つ、いや味でもありませんが申し上げておきたいと思ふますことは、大蔵省あるいは自治庁のものの考え方、地方の自治体の赤字はややもすれば人件費に原因しているがときことが盛んに流布されておる。これは今年始まったことじやない。従つて調査に行く人の基礎概念としてこういうものがあるのじやないかと思ふ。まず基礎概念として、行けば人件費を一応調べてみよう、これに赤字があるんじやないかというふうなことで、基礎概念がここにのじやないかと思ふ。

こういうことはやはり自治庁としては少し慎んで、そうしてほんとうの実態を私は出してもらいたいと思ふ。福岡県の実態は必ずしも三日くらいでわかるものじやないと思ふますけれども、かりにわかるとしても給与だけが大きいわけじやないと思ふ。給与だけ引き下げさえすれば、人間さえ少くすれば、昇給さえ停止すれば福岡県は黒字になるだらうというふうなことを言うのは實際どうかしている。まるで首を切れと言わぬばかりである。県の実

態なんというものは、中にも多少書かれておるようでありますが、周囲が工業地帯で給料が高いので、職員の給与もこれにならねばならぬ必要があるのじやないか、これは地方の実情です。だとすれば地方の実情というものは十分参酌すべきであつて、他府県とこれを比較することは大きな誤まりだと思ふ。ところがこれは完全に一切がっさいが愛知県と比較してある。これは非常に土地の状況を考えない画一的の問題であつて、実態には必ずしも沿つたものではない。こういうふうに考えますので、一つ自治庁の見解が出ていないとすればはつきりしてらうというところ。もう一つは自治庁がそういうものに対する基本的の何らの規制というか、そういうものを持たなかつたという自治庁の軽率さというか、誤まりもこの際改めてもらいたい。

○坂本委員 具体的問題は課長が来てから聞かなければわからぬのですが、一般的の問題として、先ほど長官は出先に行つたら、常識によつて解決すべきものだ、調査をして発表するとかせぬとかは常識によつてやるべきだ、ところがこの常識は国家公務員の地位にある者の常識あるいは普通人の常識、これは異なるのです。そこで聞きしたいのは、国家公務員たる自治庁の公務員がいかなる常識において、これをやることができるか。先ほど門司委員が聞かれたのもそこにあると思ふのですが、その点について自治庁は、その常識の基準はどこによつておるか、その点についての御見解を承わりたい。○川島国務大臣 私は良識と申し上げたのですが、常識でも同じです。いわゆる良識でありますから、一定のもの

さしはなれませんが、本庁の課長でありますから、昔ならば高等文官試験、現在なら人事院の六級試験をみんな通つておる人でありまして、公務員としても上層部に属する人でありまして、一応良識を持つておるものとして、私どもは使つておるのであります。出先の行動まで私どもも一々監視、監督することはできないのであります。結果がもし悪ければ、その結果に基づいて処置をするという以外に監督の方法はないのであります。一体良識の基準がどこにあるかとお聞き願つても、これはちよつと答へしにくいのですが、今の問題につきましては、とにかく私は初めて聞いたのでありますから、行政部長ともよく相談をしまして、真相を調査した結果、御報告を申し上げます。

○坂本委員 公務員の地位については、課長なるものは、昔の行政科試験ですが、これに通過し、今なら六級の試験に通つたものである。そこでそれはその個人の常識の問題です。国家公務員たるものはどこにあるか、私は教へてあげましょうか。九十九条と百条に、信用を失墜してはならない、秘密を漏洩してはならないという規定があるでしょう。これを基準にしてその良識をきめなければならぬと思ふ。従つてこういう自治庁のようなものが権限を持つて調査に行く。その調査の発表をする場合においては、単なるその個人の良識でなくて、具体的な国家公務員として規定されておるそれに基づく良識でなければならぬと思ふのです。今、長官は別として、自治庁次長、行政部長なんかは、やはり公務員としての良識というのはどこにある

か。調査をする、その調査の発表に就いては、どこに基準がなければならぬか、こういうことは私は自治庁内にあつてしかるべきだと思ふ。そういうものがあつたら一つ聞かしてもらいたいと思ふます。こういうことがなかつたとしたら、まことに不謹慎なものだ、こう思ふ。

○小林(与)政府委員 先ほど門司委員からもいろいろお話がありました。が、われわれは、調査はやはり県の、限られた時間で、限られた資料でやるのでありますから、そこは百パーセント万全かどうかということにつきましては議論がありましようが、要するに許された範囲内において総合的に考える。特に人件費とかその他だけを中心に考えるという考え方は、蔽に取つておらぬのであります。あらゆる行政費全般を総合的に考へてその実態を明らかにする、こういう建前でものを考へておるのでございます。その後の、調査についてのいろいろな外部に対する発表の問題につきましては、先ほど申しました通り、自治庁としての見解が最終的にきまらなければ、もちろん発表すべき筋合いのものではないのでございます。公務員としての服務の規定をおあげに、秘密を漏洩しちやいかぬというところは、これは当然でございます。まして、官としての秘密を漏洩するようなことがあつたら、服務規律違反でありますから、問題ないことだと思ふのであります。ただ今その具体的問題が果してここにひつかかる秘密ということになるかどうかというところになります。私は問題があると思ふのであります。ただ役人といつたしましては、世間でいろいろ誤解を受ける。今の信用

失墜の問題はそういうことだらうと思ふのであります。誤解を受けるというところは、かりに法律にひつかからなくても、これは憤んだ方がよいのでありまして、先ほど長官が良識という言葉をお使いになったのもそういう趣旨でございます。ともかくも役所の肩書をもつて現地に行つて発表するのは、もちろん個人的に発表の自由は持つてゐると思ふますけれども、それでもって世間から誤解を受けるということとは、これはなるべく用心に用心を重ねるべき問題だと思ふのでございます。そこで誤解を受けるか受けぬかというところが、正直申し上げまして私は一番勘どころの配慮点だと思ふのであります。同じ事実を述べても、時と所によつてはそれが誤解になつて問題になるということになれば、それは憤しんだ方がよろう、私はこういうふうになつてゐるのでございます。

○坂本委員 この松村課長の問題が、長官のいわゆる良識に反するかどうかは、われわれはいろいろ具体的事実を持つておりますから、これによつて究明した上で、これが反するかどうかということがきまるわけですが、本人がおられぬから、一般的に国家公務員としての問題を自治庁内部として重要な調査もやるといふような職務があるわけでありまして、その職務について、九十九条は信用を失墜してはならないとか、百条の方は秘密を漏洩してはならない、こういう国家公務員としての制約があるわけですが、やはりこの基本の上に立つたものでなければならぬ。従つてこういう点についての事務の取扱ひについて、自治庁としての内規か、あるいは訓示か、そういうものが

あるかどうかということをお聞きした。見解は本人から聞きまして、そうして違反しておれば、長官が言われたように、やはり同じ方式で取り消してもらうとか、あるいはそれがさらに発展して公務員法違反になるというような問題にも展開せぬとも限らぬと思うわけですが、ただ今はそういう内規とか訓示とか、そういうものがあるかどうかをお聞きしたわけですが、その点をもう一ぺん御答弁願います。

○小林(与)政府委員 訓示とか内規とかいう特に形のきまつたものはありませんが、先ほど申しました通り、調査の結果に基いて意見がましいことを、正式に意見がきまつておらぬものを現地で発表するというようなことはいけないということ、厳重に注意しているのではありません。その点だけは事実でございませう。誤解を招くようなことのないように注意をしろということには申しているわけでございます。

○坂本委員 この課長は先ほど来出席を要請しておるが、今行方不明というのです。長官もさき言われたように、課長ともなれば、背は行政科試験にも合格したりつばな人であるから、やはり非は非、是は是として堂々とここに出て来てもらいたい。それを行方不明なんというのかぬから、長官として探して四、五分のうちに一つ連れてきてもらいたいと思う。

○大矢委員長 どうですか、先ほど来お聞きのように、大臣がよく事情を調査して適当な処置をしてここに報告します、こう言っているのですから、これ以上……。

○坂本委員 それはこれを見ればわかるかもしれないが、この課長は、これに

よると、非常に調査に基く判断をしておる。それからいろいろな発表をしておられるが、その発表しておられる根拠はどこにあるか、そういうふうなことをはっきり聞きたい。そうでないで、りっぱな公務員が出張してこういうでたらめなことを言っている。これはやむやみでは済まされぬ。ことに今危機に瀕している地方自治の問題について、今後いろいろ調査も行われるだろうと思いますが、そういうような場合において、こういう不謹慎なことをやられたら、これは国家の大計を誤ることにもなると思う。ですから、これはすみやかに本人に出てもらって、あなたはこういうことを言われたかどうか、言われたならば、それはどういふ根拠に従って言われたかということ、われわれはこの委員会において確かめたいと思う。ですから、そういう措置をはかってもらいたい。

○門司委員 結論としては、適正であつたか、なかつたかということ、私どもは自治庁に処分を要求しているわけではございません。何も松村君の首を切れたか、なつかないわけではございません。発表しておること自体、非常に軽率であつて、福岡県の赤字のすべての原因ではなかつたか、ということにならなければならぬと思う。私は何もここで松村君の首を切るとか、これを追つかけて回す必要はないと思ひますけれども、われわれの確めたいのは、これは非常に軽率であつた、従つて福岡県に非常に大きな迷惑をかけておりますが、このこと自体が調査のすべてではなかつたか、という誤りを誤りとして世間の疑惑を解くということ、私どもの聞いている本意なんです。

す。だから一つそういうふうに解釈してもらへば、松村君を呼んで来てもらつてわれわれはたすべきものをたまして、非常に福岡県に迷惑をかけたが、これは福岡県の実態のすべてではなかつたか、ということが釈然とすれば問題じゃないのです。そういうふうになたの方でつていただきたいと思ひます。

○川島國務大臣 門司さんのお話よくわかりました。私はまだ直接本人にも会つておりませんし、部長からも詳細な報告を受けておりません。それを受けて上でここで御報告いたしますから、その上にしていただきたいと思ひます。

○坂本委員 それで誤解のないようにしたいのですが、私は何も松村課長個人を追究するのではないのです。この発言によつて福岡の県政において、この県に県員並びに教員の方々が非常な不安を持っている。しかもまた福岡県の今度の知事が、こういうようなことを基礎にしているいろいろなことをやる、やはり上山市みたいに自治庁がこういつたからこうやつたというように、こういう基礎に基いていろいろなことが発生するので、発生してからでは間に合わないから、この点を未然に防ぐためにやりたい。われわれはこの課長が違法行為で、国家公務員法違反までいくかもしれないけれども、そのうなつた場合に、われわれは個人に対する助命とか救済とかいう点に尽力することはやぶさかではない。事実を究明して福岡県の県政を間違つた方向にいかないために私たちは努めたい。こういう考え方に立つておる。ぜひこれは協力してもらいたい。それでこれは

地方財政の問題の今後の行き方について関係がありますから、やはり明日地方行政の調査の一環として、ぜひとも松村氏を呼んでもらいたいと思ひます。

○川島國務大臣 今のお話によりますと、福岡県の赤字が人件費以外にどういふ点があるかということをよく調べろ、こういうことでありますから、松村君以外も資料を集めまして詳細な御報告をいたしますから、少し目をかしていただかせませんか。調査ができまので、明日といわずちよつと時間をおかし願ひたい。

○大矢委員長 ちよつと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○大矢委員長 速記を始めて。それでは明日できれば大臣から一応その結果を御報告願つて、必要ならば午後にも松村課長に来ていただくということにいたします。もうほかにございせんか。――それでは本日はこの程度といたしまして、明日の会議は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会